

「静岡市立地適正化計画」届出制度に関するQ&A

	Q	A
1	届出制度の根拠は何ですか？ 法律に基づく制度ですか？	都市再生特別措置法第88条、108条、108条の2に基づき、一定の行為について届出が必要です。
2	届出制度の目的は何ですか？	誘導施設や住宅開発等の整備動向を把握し、立地適正化計画の評価や見直しにあたっての基礎資料として活用します。 また、必要に応じて、コンパクトなまちづくりを進める上での情報提供等をさせていただきます。
3	敷地が区域内外にわたる場合に、届出は必要ですか？	・集約化拠点形成区域* ¹ 外での誘導施設整備、利便性の高い市街地形成区域* ² 外での住宅開発等の場合 ⇒敷地全体が区域外となる場合のみ届出が必要です。 ・集約化拠点形成区域* ¹ 内での誘導施設休廃止の場合 ⇒敷地全体が区域外となる場合のみ届出の必要はありません。
4	戸建て住宅について、どのような場合に「3戸以上」とみなされ、届出の対象になりますか？	同一の申請者が、同一の時期に、隣接しあう土地に3戸以上の住宅を建築する場合に、届出の対象になります。
5	共同住宅について、1棟でも3戸以上を有する場合は、届出の対象になりますか？	届出の対象になります。
6	届出書類は何部の提出が必要でしょうか？	1部提出してください。 控えが必要な場合は、2部作成していただき、受付印を押して1部お返しします。
7	届出制度を行っているのは静岡市だけですか？	立地適正化計画を策定している全国の市町村で届出制度を行っています。 ※令和元年7月31日時点で272団体が策定済

*¹ 都市再生特別措置法に規定する「都市機能誘導区域」*² 都市再生特別措置法に規定する「居住誘導区域」